

魚沼民商だより

2025年
7月 28日
第2451号

〒946-0032

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail: uninsyo@rose.ocn.ne.jp

参院選の結果について、 役員・会員のみなさん本 当にお疲れさまでした！

7月20日に投開票が行われた参院選の結果について、与党の自民党・公明党が衆院選に続いて参院選でも過半数割れするという歴史的な大きな快挙となりました。また各野党は消費税減税を公約しました。消費税の減税を責任持ってぜひ実現させて頂きたいと思っています。その一方で自公連立政権を支える第二自民党といわれる日本維新の会、そして国民民主党の補完勢力や外国人敵視を売りにする排外主義・極右的潮流の流れを生み出している参政党や日本保守党の議席が伸びたことは今後の政治運営に危機感を感じてなりません。今後注視していく必要があります。

さてこの間私たち民商は民商の歴史を学び、事実に基づいて、どの政党が私たちの営業と暮らしに心を寄せているのかを繰り返し話し合うなかで、やはり日本共産党の議席を伸ばすことが確かな道と、猛暑のなかで奮闘されてきた自覚ある役員・会員のみなさんから会員訪問等で力を発揮してくださいました。本当にお疲れさまでした。

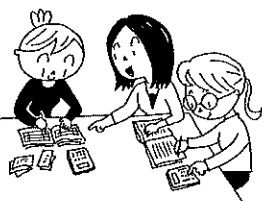
民商は日常の自主計算活動を応援しています！ 記帳は営業と暮らしを守るのに欠かせません！

私たちの営業と暮らしを守る

ためにはやはり日常的な自主記帳・自主計算の活動が欠かせません。

記帳教室は民商の魅力のひとつとなっています。

記帳教室は支部間の垣根を越えての参加はもちろんのこと、会外の参加者も大歓迎です。ぜひ仲間を誘い合って会場に足を運んでみませんか。



六日町記帳教室

日時 7月 28日(月)

会場 高橋支部長宅 19時00分

大和記帳教室

日時 8月 18日(月)

会場 金井代表のお店 14時00分

小千谷川口記帳教室

日時 8月 29日(金)

会場 杵淵副会長の事務所 19時30分

塩沢記帳教室

日時 9月 10日(水)

会場 中澤会長宅 14時00分

定額減税補足給付金（不足額給付金）について

これから2024年分（令和6年）の所得税の確定申告で定額減税控除してもまだ同控除残存額分として残っている方へ不足額給付金として支給されます。

【給付タイプ①】

所得税の確定申告で定額減税

控除（人数×3万円分）を差し引いても、まだ定額減税控除の残存額分がある方が給付対象です。給付申請の手続きは不要です。

【給付タイプ②】

所得税の確定申告で制度上、事業専従者控除（青色・白色）は定額減税控除の対象外でした。よって今回の不足額給付金として事業専従者の方も給付対象となります。給付申請の手続きが必要となります。

7月22日から魚沼市では対象となる方について、「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付し始めました。

南魚沼市、小千谷市、湯沢町の3自治体は未だに詳しい内容が広報されていません。

新潟県LPガス高騰対策 緊急支援補助金について

新潟県は6月30日から9月30迄の申請受付期間内にて、2019年から2021年の同じ月と比較して5%以上の売上金額減少している事業者には14・58カ月分のLPガス使用量の補助金が支給されることになりました。

おもに該当となる業種は飲食店が対象業種になるうかと思えます。

これから支部主催でその学習相談会が計画されています。

新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金

LPガス使用量に応じて
支援金が受け取れます

対象事業者
新潟県内に住所を有する個人事業主
※法人・団体は対象外です

対象業種
飲食店・小売店・サービス業
※製造業・建設業・運輸業等は対象外です

申請期間
令和6年6月30日～令和6年9月30日

申請方法
新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金申請書
※申請書は新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金申請書
※申請書は新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金申請書

お問い合わせ
新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金
新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金
新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金

新規会員募集中！

今後の日程について！

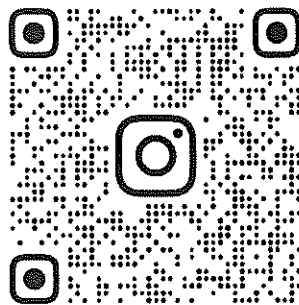
(7月28～8月3日)

婦人部幹事会	7月28日
県常任理事会	7月29日
三役会	7月30日

Instagramを

始めました

このQRコードからご覧になりますよ。



@UMINSYO_NIIGATA

会費集金は月内納入を

お願いします

法律相談のお知らせ

日時 9月 12日(金)
午後1時より

会場 民商事務所
弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)

相談料 3,000円

※ 事前の予約制です。早めに事務所
までご連絡ください。